

定 款

第1章 総 則

(商号)

第1条 当会社は、株式会社 匠瑛おひさま畑 と称する。

(目的)

第2条 当会社は、次の事業を営むことを目的とする。

- 1) 農産物の生産、加工、販売
- 2) 農産物の貯蔵及び運搬
- 3) 畜産物の製造、加工、販売
- 4) 農業生産に係る作業受委託
- 5) 貸農園の運営
- 6) 農業体験農園の運営
- 7) 農園休憩宿泊施設の運営
- 8) 飲食業の経営
- 9) 農地を利用した営農型再生可能エネルギーによる発電及び売電事業
- 10) 農地を利用した営農型再生可能エネルギー、省エネルギー、備蓄に関するシステム及び設備の販売、施工管理、運営、リース及びコンサルタント業務
- 11) 農地を利用した営農型再生可能エネルギー、省エネルギー、蓄電、農業、環境問題、地域おこしに関するイベント、セミナーなどの企画及び運営
- 12) 上記各号に附帯する一切の事業

(本店の所在地)

第3条 当会社は、本店を千葉県匠瑛市に置く。

(公告の方法)

第4条 当会社の公告は、電子公告とする。

ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公示をすることができない場合は、官報に掲載して行う。

(機関構成)

第5条 当会社は、株主総会、取締役及び監査役以外の、取締役会及び監査役会その他の会社法第326条第2条に定める機関は設置しない。

第2章 株式

(発行可能株式総数)

第6条 当会社の発行可能株式総数は、100株とする。

(発行可能種類株式数及び発行する各種類の株式の内容)

第7条 当会社の発行可能種類株式数は次のとおりとする。

1. 普通株式 20株
2. 無議決権株式 80株

2 当会社の発行する各種類の株式の内容は次のとおりとする。
無議決権株式の株主は、株式総会において議決権を有しない。

(株券の不発行)

第8条 当会社の発行する株式については、株券を発行しない。

(株式の譲渡制限)

第9条 当会社の株式は、取締役の承認がなければ譲渡又は取得することができない。

(相続人等に対する株式の売渡し請求)

第10条 当会社は、相続その他一般承継により当会社の株式を取得した者に対し、当該株式を当会社に売り渡すことを請求することができる。

(株主名簿記載事項記載の請求)

第11条 当会社の株式取得者が株主名簿記載事項を株主名簿に記載することを請求する時は、当会社所定の書式による請求書に、その取得した株式の株主として株主名簿に記載された者又はその相続人その他の一般承継人及び株式取得者が署名又は記名押印し、共同して請求しなければならない。

ただし、法令に別段の定める場合は、株式取得者が単独で請求をすることができる。

(質権の登録及び信託財産の表示)

第12条 当会社の株式につき質権の登録、変更若しくは抹消又は信託財産の表示を請求するには、当会社所定の書式による請求書に当事者が署名又は記名押印し、提出しなければならない。

その登録の抹消についても同様とする。

(手数料)

第13条 前二条に定める請求をする場合には、当会社所定の手数料を支払わなければならない。

(基準日)

第14条 当会社は、毎事業年度末日の最終の株式名簿に記載又は記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

2 前項のほか、株主又は登録質権者として権利を行使すべき者を確定する必要がある場合、取締役の過半数の決定により臨時に基準日を定めることができる。この場合、その日を、2週間前までに公告しなければならない。

(株主の住所等の届出)

第15条 当会社の株主、登録株式質権者又はその法定代理人若しくは代表者は、当会社所定の書式により、その請求書に氏名、又は名称及び住所並びに印鑑を当会社に届け出なければならない。

2 当会社に提出する書類には、前項に届け出した印鑑を用いなければならない。

第3章 株主総会

(招集)

第16条 当会社の定時株主総会は、毎事業年度末日の翌日から3ヶ月以内に招集し、臨時株主総会は、必要に応じて招集する。

(招集権者)

第17条 株主総会は、法令に定めがある場合を除くほか取締役の過半数の決定により代表取締役が招集する。

2 代表取締役が事故若しくは支障があるときは、予め定められた順序により他の取締役がこれを招集する。

(招集通知)

第18条 株主総会を招集するには、会日より1週間前までに株主へ招集通知を発するものとする。ただし、書面投票又は電子投票を認める場合は、会日の2週間前までに発するものとする。

(招集手続きの省略)

第19条 株主総会は、その総会において議決権を行使することができる株主全員の同意があるときは、招集手続きを経ずに開催することができる。

(議長)

- 第20条 株主総会の議長は、代表取締役がこれに当たる。
- 2 代表取締役が事故あるときは予め定められた順序により他の取締役がこれに代わる。
- 3 取締役全員に事故があるときは、総会において出席株主から議長を選出する。

(株主総会の決議)

第21条 株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

2 会社法第309条第2項の定めによる株主総会の決議は、定款に別段定めがある場合を除き議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

第22条 株主又は、その法定代理人は、当会社の議決権を有する株主又は親族を代理人として議決権を行使することができる。この場合には、株主総会ごとに代理権を証する書面を当会社に提出しなければならない。

2 前項の代理人は、当会社の議決権を有する株主に限るものとし、かつ、2人以上の代理人を選任することができない。

(決議の省略)

第23条 株主総会の決議の目的である事項について、取締役又は株主から提案があった場合において、その事項について議決権を行使することができるすべての株主が、書面又は電磁的記録によって同意の意思表示をしたときはその提案を可決する旨の株式総会の決議があったものとみなす。

(株主総会の議事録)

第24条 株主総会の議事については、法令に定める事項を記載した議事録を作成し、議長及び出席した取締役がこれに署名若しくは記名押印又は電子署名をし、株式総会の日から10年間本店に備え置く。

第4章 取締役、監査役

(取締役及び監査役の員数)

第25条 当会社の取締役は、1名以上、監査役は2名以内とする。

(取締役及び監査役の資格)

第26条 当会社の取締役及び監査役は、当会社の株主の中から選任する。

2 前項の規定にかかわらず議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって、株主以外の者から選任することを妨げない。

(取締役及び監査役の選任の方法)

第27条 当会社の取締役及び監査役は、株主総会において、議決権を行使することができ、株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

2 取締役の選任については、累積投票によらない。

(取締役及び監査役の任期)

第28条 取締役の任期はその選任後5年以内、監査役の任期は5年以内に終了する事業のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2 増員又は補欠として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了時までとする。

3 補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了時までとする。

(代表取締役)

第29条 当会社の取締役を複数置く場合には、代表取締役2名を置き取締役の互選により定めるものとする。

2 代表取締役は、会社を代表して、会社の業務を統轄する。

(役付取締役)

第30条 前条のほか、取締役の過半数の同意をもって、取締役の中から、専務取締役及び常務取締役を選定できる。

(取締役、監査役の報酬及び退職慰労金)

第31条 取締役、監査役の報酬及び退職慰労金は、株主総会の決議によって定め

る。

設立時監査役 住所 千葉県千葉市花見川区瑞穂3丁目3番地14
氏名 宮下 朝光

第5章 計算

(事業年度)

第32条 当会社の事業年度は、毎年1月1日から同年12月31日までの年1期とする。

(剰余金の配当及び除斥期間)

第33条 剰余金の配当は、出資金を上限として支払うことができる。

ただし、例外的に配当を行う場合は、株主総会の決議によって行う。

2 剰余金の配当が、その支払いの提供の日から3年を経過しても受領されな
いときは、当社は、その支払い義務を免れるものとする。

第6章 附則

(設立に際して出資される財産の最低額)

第34条 当会社の設立に際して出資される財産の最低額は、金100万円とする。

(最初の事業年度)

第35条 当会社の最初の事業年度は、当会社成立の日から令和3年12月31日までとする。

(設立時取締役及び設立時監査役)

第36条 当会社の設立時取締役及び設立時監査役は、次のとおりとする。

設立時取締役 住所 千葉県匝瑳市飯塚1272番地
氏名 椿 茂雄

設立時取締役 住所 千葉県船橋市西船7丁目7番45号
アンフルール西船103号

氏名 山内 猛馬

設立時取締役 住所 千葉県匝瑳市飯塚1037番地1 Room1

氏名 東 光弘

(発起人の住所、氏名及び引き受け株数)

第37条 発起人の住所、氏名及び各発起人が設立に際して引き受けた株式数は、
次のとおりである。

発起人 住所 千葉県匝瑳市飯塚1272番地
氏名 椿 茂雄
株式 普通株式 5株 5万円

発起人 住所 千葉県船橋市西船7丁目7番45号
アンフルール西船103号
氏名 山内 猛馬
株式 普通株式 5株 5万円

発起人 住所 千葉県匝瑳市飯塚1037番地1 Room1
氏名 東 光弘
株式 普通株式 5株 5万円

発起人 住所 千葉県千葉市花見川区瑞穂3丁目3番14
氏名 宮下 朝光
株式 普通株式 5株 5万円

発起人 住所 千葉県匝瑳市飯塚1037番地1
氏名 市民エネルギーちば 株式会社
代表取締役 東 光弘
代表取締役 椿 茂雄
株式 無議決権株式 80株 80万円

(定款に定めのない事項)

第38条 この定款に規定のない事項は、すべて会社法その他の法令に従う。

以上、株式会社 匝瑳おひさま畑 を設立するため、この定款を作成し、

発起人がこれに記名押印する。

令和3年1月18日

発起人 住所 千葉県匝瑳市飯塚1272番地
氏名 椿 茂 雄

発起人 住所 千葉県船橋市西船7丁目7番45号
氏名 アンフルール西船103号
山内 猛 馬

発起人 住所 千葉県匝瑳市飯塚1037番地1 Room1
氏名 東 光 弘

発起人 住所 千葉県千葉市花見川区瑞穂3丁目3番14
氏名 宮 下 朝 光

発起人 住所 千葉県匝瑳市飯塚1037番地1
氏名 市民エネルギーちば 株式会社
代表取締役 東 光 弘

定款の認証

令和3年第1号

嘱託人5名は、本職に対し、設立される法人の実質的支配者となるべき者が椿茂雄及び山内猛馬である旨並びに同人らが暴力団員等でない旨を申告した。――

嘱託人5名の代理人は、本職の面前で、全嘱託人の記名押印を自認する旨を陳述した。――
よって、この定款を認証する。――

令和3年1月18日

本公証人役場において

銚子市西芝町3番地の9

千葉地方法務局所属

公証人

手塚 孝

